

立山町立学校における教員の働き方改革について(お願い)

～先生の元気を、子供たちのよりよい学びに～

日頃より皆様には立山町の学校における教育活動にご理解とご支援をいただき、感謝申し上げます。近年、教員の長時間勤務が全国的な課題となっています。本町においても、教員が心身ともに健康で、いきいきと子供たちと向き合う時間を創出し、学校教育の質を高めるため、働き方改革を推進しています。子供たちの健やかな成長を支えるためには、行政や学校の取り組みだけでなく、保護者や地域の皆様のご理解ご支援が不可欠です。

今後とも、本町の教育活動にご協力賜りますようお願い申し上げます。

Ⅰ 保護者・地域の皆様へのお願い(ご協力いただきたいこと)

(1) 時間外の学校への連絡や来校について

- 教員の1日の勤務時間は、7時間45分(休憩時間を除く)で、それ以外は時間外です。
(例) 8:00～16:30 ※始業・終業時刻は、学校毎に異なります。
- 緊急な場合を除いて、時間外の学校への連絡や来校はお控えください。
- 小中学校は、18時以降、留守番電話設定としています。(伝言メッセージ録音機能はありません)

(2) 学校管理外の児童生徒への対応について

- 登下校時、放課後や夜間、休日、学校外でのトラブルや事故は、ご家庭や地域でのご対応、見守りをお願いします。
- スマートフォン・SNS等の利用に関するルールの設定や管理、トラブルへの対応は、保護者の責任のもとで行っていただきますようお願いいたします。

※学校では、基本的な安全指導や情報モラルの指導を行っています。学校外における事件・事故等については、必要に応じて警察や救急、医療機関等へご連絡・ご相談ください。

(3) 地域行事等への参加について

- 児童生徒の地域行事への参加を推奨していますが、学校での指導や休日の教員による引率依頼はご遠慮いただき、各家庭へ直接お呼びかけいただきますようお願いいたします。

(4) 部活動の適切な運営について(中学校)

- 生徒の心身の健康と教員の負担軽減のため、授業中は、水曜日をノー部活動デーとし、土日を含む二日以上の子休養日を設定しています。
- 土日の指導は、地域クラブ指導員が行います。
- 長期休業中は、原則土日は実施しません。

(5) 学校教育活動へのご協力について

- よりよい学校運営のため、地域の皆様のご理解やご協力が必要です。学校運営協議会やPTAを通じた意見交換、登下校の見守り、授業支援、環境整備等の学校ボランティアへの積極的なご協力をお願いします。

※学校運営協議会とは、保護者や地域住民が学校運営とそのための支援について協議する場(コミュニティ・スクール)で、令和6年度より町内すべての学校に設置しています。

2 教育委員会・学校の取り組み

町教育委員会は、令和8年2月に「立山町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、計画に示す目標値を達成できるよう取組の実施状況を断続的に確認し、必要に応じて学校への助言や改善支援を行います。

学校では、教員が本来の教育活動に専念できるよう、業務の見直しを進めています。

【業務の精選・効率化】 学校行事の精選・時間短縮、欠席連絡等のデジタル化の推進。

【支援スタッフの活用】 教員業務支援員や部活動指導員等、地域人材の活用による分担。

【夏季学校閉庁日の設定】 令和8年度は、8月12日（水）～14日（金）の期間を設定。

3 なぜ働き方改革が必要なのか？（教員の勤務の実態）

教員の長時間勤務は、過労死の直接原因にもなる「過労死ライン（月80時間の時間外勤務）」を超えるケースもあり、全国的に深刻な状態です。

本町では、時間外在校等時間が月45時間を超える教員をゼロとし、年間平均30時間程度を目指します。

■ 教員の1日のスケジュールの例（中学校）＜勤務時間 8：10～16：40＞

時間帯	業務内容
～8:10	【時間外】出勤、登校指導、授業準備等
8:10～8:30	朝学活、朝読書等
8:40～12:30	授業（1～4限）
12:30～13:25	給食指導、生徒指導、生徒会活動等（休憩が取れないことが多い）
13:25～15:15	授業（5～6限）
15:20～15:50	清掃指導、終学活
15:50～17:15	部活動指導【一部時間外】
17:15以降～	【時間外】授業準備、成績評価、事務作業、進路指導業務等

※日中は、授業や児童生徒と向き合っているため、授業の準備やその他の仕事も、基本的には児童生徒が下校してから行います。

※教員は、時間外に勤務を行っても「時間外勤務手当（いわゆる残業手当）」は支給されない仕組みとなっています。

■ 長時間勤務がもたらす影響

授業準備等の時間の確保が困難になったり、子供と向き合う時間が減少したり、教員が健康を害する可能性があったりする等、専門性に基づく教育活動に専念することが難しくなってしまいます。昨今教員の精神疾患による病気休職が年々増加しており、教員のメンタルヘルスが喫緊の課題となっています。また、教員志願者の減少、離職等により、全国的に教員不足が問題となっています。

◆現在と未来の教育を守るため、国、県、町で、教員の働き方改革を進めています。



文部科学省 HP



富山県 HP



立山町 HP